

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書

株式会社高知中央自動車学校(以下「甲」という。)と高知警察署(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「大規模災害発生時」という。)における警察部隊への燃料及び活動拠点の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における警察部隊への甲の保管する燃料の提供及び警察部隊の活動拠点としての甲の敷地及び施設(以下「敷地等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(燃料の提供)

第2条 乙は、大規模災害発生時における警察部隊の活動等のため、甲が保管する燃料の提供を受ける必要があると認めるときは、甲に対し当該燃料の提供を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請を承認する場合は、可能な限り乙に対し燃料を提供するものとする。

(費用の負担等)

第3条 前条第2項の規定により甲が乙に提供する燃料の費用は、乙が負担するものとする。

2 前項に規定する燃料の費用は、当該燃料の油種及び数量に基づき、大規模災害発生時の直前における高知県と高知県石油業共同組合との単価契約価格を基準として甲と乙とが協議し、決定するものとする。

3 甲は前項の規定により決定した燃料の費用について、乙に対し請求書により請求するものとし、請求を受理した乙は速やかに当該費用を支払うものとする。

(敷地等の使用)

第4条 乙は、大規模災害発生時における警察部隊の活動拠点(部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。)として甲の敷地等を使用する必要があると認めるときは、甲に対し期間を定めて当該使用について要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を承認する場合は、甲の業務に支障を及ぼさない範囲で、乙に甲の敷地等の使用を許可するものとする。

3 前項の規定により許可された甲の敷地等の使用は、無償とする。ただし、水道光熱費については、甲と乙とが協議して負担するものとする。

(協議事項等)

第5条 大規模災害発生時における警察部隊への燃料及び活動拠点の提供に関する事項について、この協定に定めがない事項が生じた場合は、その都度、甲と乙とが協議して決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙から協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成27年8月8日

甲 高知市江陽町4番50号
株式会社高知中央自動車学校

代表取締役社長



乙 高知市北本町1丁目9番20号
高知警察署

署長

